

**魅力ある職場環境整備補助金 Q & A**  
(令和8年4月10日)

## 目次

1-1	個人事業主は対象になりますか？.....	3
1-2	農業や林業を営む個人事業主ですが、対象になりますか？.....	3
1-3	医療法人や社会福祉法人は対象ですか？.....	3
1-4	県内に複数の店舗（営業所）がありますが、店舗ごとに申請できますか？.....	3
1-5	複数のコース（例：トイレ改修と就業規則見直し）を同時に申請できますか？...3	
1-6	徳島県の「生産性向上・成長力強化支援事業費補助金」と併用できますか？.....	4
<b>2</b>	<b>（1）魅力ある職場づくりに資する就業規則等の整備.....</b>	<b>4</b>
2-1	既に就業規則はあるのですが、申請できますか？.....	4
2-2	従業員数が10人未満で、就業規則の作成・届出義務がない事業場ですが、労働基準監督署に届け出る必要がありますか？.....	4
2-3	地域別最低賃金の引上げに合わせて、賃金規程（時給額）を改定する場合は対象になりますか？.....	4
<b>3</b>	<b>（2）快適な職場環境の施設設備等の整備.....</b>	<b>5</b>
3-1	工事の写真はいつ撮ればいいですか？.....	5
3-2	和式トイレを洋式トイレに改修したいのですが対象ですか？.....	5
3-3	洋式トイレが古くなったので、同じタイプの新品に交換したいのですが？.....	5
3-4	飲食店を営んでいるのですが、お客様用のトイレを改修したいのですが、従業員も使う場合、対象になりますか？.....	5
3-5	事業主の自宅兼事務所のリビングに、打合せ用としてエアコンやテーブルを置きたいのですが対象になりますか？.....	6
3-6	休憩室の環境改善として、大型テレビや空気清浄機、マッサージチェアを置きたいのですが対象ですか？.....	6
3-7	工場内が暑いので、屋根に遮熱塗料を塗る工事は対象ですか？.....	6
3-8	雨漏りしているので、屋根の修繕ついでに遮熱塗料を塗りたいのですが対象ですか？.....	7
3-9	作業場が暑いので、エアコンを新設したいのですが対象ですか？.....	8
3-10	古いエアコンが壊れたので、省エネ性能の高い新しいエアコンに買い替えたいのですが対象ですか？.....	8
3-11	テレワーク用にWi-Fiルーターを購入したり、プロバイダ契約をしたいのですが対象ですか？.....	8
3-12	中古品やオークションで購入した設備は対象になりますか？.....	9

3-13	親族が経営する工務店に工事を発注してもいいですか？	9
3-14	自分で取り付け工事を行う（自分で材料を買ってきてDIYで休憩室を作る）ので、材料費だけ申請できますか？	9
3-15	作業場に従業員の様子を確認するためのカメラを設置したいのですが対象ですか？	9
3-16	従業員用駐車場の舗装や、敷地内のフェンス設置などの外構工事は対象ですか？	10
3-17	オフィスの照明を蛍光灯からLEDへ交換する費用は、補助対象になりますか？	10
3-18	設備や機器を「リース契約」や「レンタル契約」で導入する場合も対象になりますか？	10
3-19	上限額引上げの要件として「県の「はぐくみ支援企業」の認証を受けていること」とありますが、「プラチナくるみん」の認定を受けている場合、引上げの対象になりますか？	11
4	<b>（3）労務管理用ソフトウェア等のシステム導入</b>	12
4-1	勤怠管理システムを入れたいのですが、パソコンやタブレットも一緒に買えますか？	12
4-2	クラウドサービス（SaaS）の利用料は対象ですか？	12
5	<b>（4）外部専門家によるコンサルティング</b>	12
5-1	どのようなコンサルティングが対象になりますか？	12
6	<b>申請手続・見積もり・支払いについて</b>	13
6-1	いつから着手（発注・契約）していいですか？	13
6-2	見積書は何社分必要ですか？（(2) 快適な職場環境の施設設備等の整備に係る事項）	13
6-3	申請書の金額には「消費税」を含めてよいですか？	13
6-4	見積書の記載で気をつけることはありますか？（(2) 快適な職場環境の施設設備等の整備に係る事項）	13
6-5	インターネットのサイトで注文することは可能ですか？	14
6-6	クレジットカードで支払ってもいいですか？	14
6-7	ポイントやクーポンを使って支払ってもいいですか？	14
6-8	現金での支払いは可能ですか？	14
6-9	業者への支払時にかかった「銀行振込手数料」は補助対象になりますか？	14
6-10	「県税に未納がないことの証明書」はどこで取れますか？	15
6-11	社会保険労務士や販売店が申請を代行することはできますか？	15

## 制度全般・補助対象者について

### 1-1 個人事業主は対象になりますか？

答.

県内の税務署へ開業届を提出しており、かつ、「1.4. 補助対象者の要件」に掲げる要件（「常時使用する従業員を1人以上雇用していること」など。）全てを満たしていれば、対象になります。ただし、従業員が「同居の親族のみ」の場合は対象外です。

（参照：募集要項 P.5 「1.3.2 個人事業主の場合」、P.5-9 「1.4 補助対象者の要件」）

### 1-2 農業や林業を営む個人事業主ですが、対象になりますか？

答.

対象になります。県内の税務署へ開業届を提出しており、かつ、「常時使用する従業員」を1人以上雇用している場合は対象となります。ただし、従業員が「同居の親族のみ」の場合は対象外です。

（参照：募集要項 P.5 「1.3.2 個人事業主の場合」、P.5-9 「1.4 補助対象者の要件」）

### 1-3 医療法人や社会福祉法人は対象ですか？

答.

「資本金の額及び出資の総額」がない場合は、「常時使用する従業員の数」が300人以下の法人（中小企業者と同等規模）であれば対象となります。

（参照：募集要項 P.3 「1.2 用語の定義」、P.4 「1.3.1 法人の場合」）

### 1-4 県内に複数の店舗（営業所）がありますが、店舗ごとに申請できますか？

答.

できません。申請は「事業者単位」であり、かつ、「1事業者につき1回まで」となります。複数の店舗の改修を行いたい場合は、それらを1つの事業計画としてまとめて一括で申請してください。

（参照：募集要項 P.29 「2.1 交付申請書等の提出期間」）

### 1-5 複数のコース（例：トイレ改修と就業規則見直し）を同時に申請できますか？

答.

可能です。（1）～（3）の各区分について、「1事業者あたり1回まで」申請できます。同時にまとめて申請しても、時期をずらして個別に申請しても構いません。

（参照：募集要項 P.29 「2.1 交付申請書等の提出期間」）

1-6 徳島県の「生産性向上・成長力強化支援事業費補助金」と併用できますか？

答.

併用可能です。ただし、「同一の経費（見積書）」に対して重複して補助を受けることはできません。事業内容と対象経費を明確に分けていれば、同じ年度に両方の補助金を活用できます。

（参照：募集要項 P. 10 「1.5 補助対象経費及び補助率等」）

## 2 （1）魅力ある職場づくりに資する就業規則等の整備

2-1 既に就業規則はあるのですが、申請できますか？

答.

可能です。ただし、既存の就業規則を単に形式的に変更するだけでは対象外です。「募集要項 表 4」に掲げる取組について、労働関係法令の基準を上回る制度又は同法令で義務付けられていない制度を整備する場合に対象となります。

（参照：募集要項 P. 13 「1.5.1 【留意事項】（2）」）

2-2 従業員数が10人未満で、就業規則の作成・届出義務がない事業場ですが、労働基準監督署に届け出る必要がありますか？

答.

就業規則の作成・届出義務のない従業員数が10人未満の事業場についても、本補助金においては、労働基準監督署へ届け出たうえで、実績報告時に、「就業規則等の写し（労働基準監督署に届け出たことが分かるものに限る。）」を提出する必要があります。

（参照：募集要項 P. 35 「3.2.1 実績報告時の提出書類」）

2-3 地域別最低賃金の引上げに合わせて、賃金規程（時給額）を改定する場合は対象になりますか？

答.

単に地域別最低賃金額を下回らないようにするための「事業場内最低賃金の引上げ」のみを行う場合は補助対象となりません。ただし、これに合わせて、初任給や各等級の賃金を含む「賃金テーブル全体」のベースアップや見直しを行う場合は、補助対象となります。

（参照：募集要項 P. 13 「1.5.1 【留意事項】（2）就業規則等の内容に関すること」）

### 3 (2) 快適な職場環境の施設設備等の整備

#### 【共通】

3-1 工事の写真はいつ撮ればいいですか？

答.

必ず「着手前（施工前）」の写真をお撮りください。実績報告時に「施工前」と「施工後」の写真と比較して確認します。施工前の写真がないと、補助金が支払われない可能性があります。

（参照：募集要項 P.19 「1.5.2 【留意事項】（2）補助対象経費に関すること」、P.31 「2.2 交付申請時の提出書類（表8）」）

#### 【トイレ・休憩室・環境改善】

3-2 和式トイレを洋式トイレに改修したいのですが対象ですか？

答.

対象です。また、男女共用トイレを男女別に分離する工事や、女性用トイレの増設なども対象となります。

（参照：募集要項 P.20 「1.5.2 【留意事項】（2）（補足1）トイレの改修・整備に関する審査基準（留意事項）」）

3-3 洋式トイレが古くなったので、同じタイプの新品に交換したいのですが？

答.

対象外です。既存のトイレの老朽化や破損に伴う単なる更新（買い換え）や単なる修繕は補助対象となりません。和式から洋式への改修など、明らかな機能の向上が伴うものは補助対象となります。

（参照：募集要項 P.20 「1.5.2 【留意事項】（2）（補足1）トイレの改修・整備に関する審査基準（留意事項）」）

3-4 飲食店を営んでいるのですが、お客様用のトイレを改修したいのですが、従業員も使う場合、対象になりますか？

答.

本事業は「従業員の労働環境の改善を目的に整備するもの」を補助対象としているため、対象外です。不特定多数の顧客や来訪者が利用する設備（客用トイレ、客席、待合室、受付カウンター等）は、「主として顧客や施設利用者が利用する施設設備等（補助対象とならない経費）」とみなされるため、補助対象となりません。本事業の補助対象となるのは、「バ

ックヤードにある従業員専用トイレ」など、「従業員が業務で使用する施設（事業主の居住部分を除く。）」であって、交付申請時に提出される「施設設備等の整備を行う物件の図面の写し」において従業員が業務で使用するエリアであることが明確な場合に限りま

す。ただし、店舗等の構造上、トイレが1箇所のみであり、従業員も当該トイレを使用せざるを得ない場合に限り、例外的に対象となる可能性があります。その場合、図面等において従業員が業務で使用する実態を明確に示す必要があります。

（参照：募集要項 P. 20 「1.5.2 【留意事項】（2）（補足1）トイレの改修・整備に関する審査基準（留意事項）」）

3-5 事業主の自宅兼事務所のリビングに、打合せ用としてエアコンやテーブルを置きたいのですが対象になりますか？

答.

本事業は「従業員が業務で使用する施設（事業主の居住部分を除く。）」を補助対象としているため、対象外です。役員のみが使用するスペースや、事業主の居住部分と明確に区分できないスペース（兼用部分）への整備は対象外です。

（参照：募集要項 P. 19 「1.5.2 【留意事項】（2）補助対象経費に関すること」）

3-6 休憩室の環境改善として、大型テレビや空気清浄機、マッサージチェアを置きたいのですが対象ですか？

答.

対象外です。「家庭用電化製品（電子レンジ、炊飯器、ポット、冷蔵庫、掃除機、空気清浄機、テレビ、ドライヤー等）」及び「移設が容易で目的外使用の恐れがある家具・什器（ソファ、ベッド、マッサージチェア等）」は、休憩室に置くものであっても一律に対象外としています。ただし、休憩室等の整備と一体的に導入する場合で、当該スペースに固定されるなど、効果が合理的に説明される場合のみ、対象となる可能性があります。

（参照：募集要項 P. 22-24 「1.5.2 【留意事項】（3）補助対象とならない経費に関すること」）

3-7 工場内が暑いので、屋根に遮熱塗料を塗る工事は対象ですか？

答.

対象です。従業員の熱中症対策や作業環境改善に資すると認められる場合は、建物の改修工事（屋根や外壁への「遮熱塗料（断熱塗料）」の塗布）も対象となります。

（参照：募集要項 P. 16-17 「1.5.2 【補助対象となる事業の例】」）

3-8 雨漏りしているので、屋根の修繕ついでに遮熱塗料を塗りたいのですが対象ですか？

答.

対象外です。雨漏りの修繕や外壁のひび割れ補修などは、「単なる修繕、原状回復（機能の向上を伴わないもの）、メンテナンス費用」とみなされるため、対象外です。修繕要素を含まない、純粋な機能向上（遮熱塗装のみ）にかかる費用が明確に区分できる場合に限り、当該費用が補助対象となる可能性があります。

（参照：募集要項 P.22-24 「1.5.2 【留意事項】（3）補助対象とならない経費に関すること」）

### 【空調設備（エアコン）関係】

3-9 作業場が暑いので、エアコンを新設したいのですが対象ですか？

答.

「従業員が業務で使用しており、かつ、空調機器が設置されていない空間」に、エアコンを新設する場合は対象となります。既にエアコンがある作業場におけるエアコンの「買い替え・更新」は対象となりません。

（参照：募集要項 P.21 「1.5.2 【留意事項】（2）（補足2）空調機器（エアコン等）の改修・整備に関する審査基準（留意事項）」）

3-10 古いエアコンが壊れたので、省エネ性能の高い新しいエアコンに買い替えたいのですが対象ですか？

答.

対象外です。既存のエアコンの老朽化や破損に伴う「単なる買い替え・更新」は、省エネ化や機能向上であっても、単なる修繕・原状回復とみなされるため対象外です。

（参照：募集要項 P.21 「1.5.2 【留意事項】（2）（補足2）空調機器（エアコン等）の改修・整備に関する審査基準（留意事項）」）

### 【テレワーク・Wi-Fi 関係】

3-11 テレワーク用にWi-Fi ルーターを購入したり、プロバイダ契約をしたいのですが対象ですか？

答.

対象外です。ルーター等のネットワーク機器は「汎用機器」に該当するため、対象となりません。また、月々の利用料は「通信費（経常経費）」に該当するため対象外です。ただし、テレワーク導入やフリーアドレス化に伴う「LAN配線工事（壁内配線や電源増設等）」にかかる費用は、補助対象となる可能性があります。

（参照：募集要項 P.16-17 「1.5.2 【補助対象となる事業の例】」、P.22-24 「1.5.2 【留意事項】（3）補助対象とならない経費に関すること」）

## 【対象外経費・その他】

3-12 中古品やオークションで購入した設備は対象になりますか？

答.

対象外です。中古品は選定価格の適正性（時価）の判断や、品質保証（耐用年数）の確認が困難であるため、本補助金では「新品」の購入のみを対象とします。

（参照：募集要項 P. 22-24 「1.5.2 【留意事項】（3）補助対象とならない経費に関すること」）

3-13 親族が経営する工務店に工事を発注してもいいですか？

答.

原則として対象外です。代表者が同一、又は、親族関係（親会社・子会社・関連会社を含む。）にあるなど、実質的に一体とみなされる事業者への発注は、「利益相反」や「価格の適正性」の観点から、補助対象外となります。必ず、資本関係や親族関係のない第三者の業者へ発注してください。

（参照：募集要項 P. 22-24 「1.5.2 【留意事項】（3）補助対象とならない経費に関すること」）

3-14 自分で取り付け工事を行う（自分で材料を買ってきてDIYで休憩室を作る）ので、材料費だけ申請できますか？

答.

できません。自社（親会社・子会社・関連会社を含む）で施工する場合に要する経費（人件費・材料費・外注費の全てを含む。）は補助対象となりません。

（参照：募集要項 P. 22-24 「1.5.2 【留意事項】（3）補助対象とならない経費に関すること」）

3-15 作業場に従業員の様子を確認するためのカメラを設置したいのですが対象ですか？

答.

対象外です。本事業において補助対象となる防犯カメラ等は、あくまで休憩室や更衣室入口等の「不審者の侵入防止（防犯）」や「入退室管理（セキュリティ）」等の安全、安心の基盤整備に向けた職場環境の整備を目的とする場合に限りです。業務時間中の従業員を常時撮影・録画するような、いわゆる「監視カメラ」としての利用は、労働環境の改善につながらないため対象となりません。

（参照：募集要項 P. 16-17 「1.5.2 【補助対象となる事業の例】」）

3-16 従業員用駐車場の舗装や、敷地内のフェンス設置などの外構工事は対象ですか？

答.

対象外です。建物の「外構工事（舗装、フェンス、植栽、門扉の設置等）」は補助対象外としています。あくまで、従業員が業務で使用する施設が対象です。

（参照：募集要項 P. 22-24 「1.5.2 【留意事項】（3）補助対象とならない経費に関すること」）

3-17 オフィスの照明を蛍光灯からLEDへ交換する費用は、補助対象になりますか？

答.

原則として、対象となりません。本補助金は、従業員の労働環境の改善を目的としているため、単なる「省エネ（電気代削減）」や「老朽化更新」を目的とした照明の交換は対象外です。

また、電球や蛍光管などの交換用部品（消耗品）の購入は対象外であり、照明器具本体を購入する場合であっても、1品あたり5万円未満の物品は補助対象外となります。

ただし、以下のようなケースは対象となる可能性があります。

- 休憩室や更衣室の改修工事（リフォーム）の一環として、部屋全体の照明設備を刷新する場合（工事請負費に含まれる場合）。
- 作業場の照度不足（暗すぎる等）により従業員の安全や健康に支障があり、それを改善するために大規模な照明設置工事を行う場合。

（参照：募集要項 P. 22-24 「1.5.2 【留意事項】（3）補助対象とならない経費に関すること」）

3-18 設備や機器を「リース契約」や「レンタル契約」で導入する場合も対象になりますか？

答.

対象外です。本補助金は、補助事業期間内に「支払いが完了」し、かつ、事業者が「所有権が移転」するものを対象としています。リース契約及びレンタル契約は、期間内に全額の支払いが完了せず、所有権も直ちに移転しないため、対象外となります。

（参照：募集要項 P. 22-24 「1.5.2 【留意事項】（3）補助対象とならない経費に関すること」）

3-19 上限額引上げの要件として「県の「はぐくみ支援企業」の認証を受けていること」とありますが、「プラチナくるみん」の認定を受けている場合、引上げの対象になりますか？

答.

はい、対象となります。厚生労働省の「プラチナくるみん」認定企業については、「はぐくみ支援企業」と同等以上に仕事と子育ての両立支援に取り組んでいるとみなすため、上限額引上げの要件を満たすものとして取り扱います。

#### 4 (3) 労務管理用ソフトウェア等のシステム導入

4-1 勤怠管理システムを入れたいのですが、パソコンやタブレットも一緒に買えますか？

答.

パソコン、タブレット、スマートフォン等の汎用機器は補助対象となりません。ただし、システム利用に不可欠かつ専用のハードウェア（打刻専用端末（タイムレコーダー）等）であれば補助対象となる可能性があります。

（参照：募集要項 P. 26 「1.5.3 【補助対象経費】」）

4-2 クラウドサービス（SaaS）の利用料は対象ですか？

答.

対象ですが、「補助事業期間中（交付決定日～事業完了日）の利用分」のみが補助対象となります。年払いで支払った場合でも、期間分を月割り計算して算出します。なお、交付決定日より前に契約・利用開始しているサービスは対象外です。

（参照：募集要項 P. 26 「1.5.3 【留意事項】」）

#### 5 (4) 外部専門家によるコンサルティング

5-1 どのようなコンサルティングが対象になりますか？

答.

外部専門家（社会保険労務士、中小企業診断士等）による、「(2) 快適な職場環境の施設整備等の整備」及び「(3) 労務管理用ソフトウェア等のシステムの導入」の補助対象事業を進めるにあたっての助言、業務プロセスの見直し、労働関係法令への適合状況の診断・指導等に要する経費が対象になります。

（注1）施工業者が行う、設計・積算・現場管理等に係る経費は、「(2) 快適な職場環境の施設整備等の整備」の補助対象経費となるため、本区分の対象とはなりません。

（注2）システム販売業者等が行う、当該システムの単なる操作説明、初期設定、データ移行作業等に係る経費は、「(3) 労務管理用ソフトウェア等のシステムの導入」の補助対象経費となるため、本区分の対象とはなりません。

（参照：募集要項 P. 27-29 「1.5.4 【補助対象経費】」）

## 6 申請手続・見積もり・支払いについて

### 【見積もり・発注】

6-1 いつから着手（発注・契約）していいですか？

答.

必ず補助金の交付決定の通知を受けてから発注・契約してください。本補助金は、交付決定日以降に発生し、補助事業期間内に支払が完了した経費が補助対象となります。交付決定日より前に発注や契約等を行った経費は、一切対象になりません。

（参照：募集要項 P.10 「1.5 補助対象経費及び補助率等（全般に関すること）」等）

6-2 見積書は何社分必要ですか？（(2) 快適な職場環境の施設設備等の整備に係る事項）

答.

1件（1品又は1工事）あたりの金額（税抜）が10万円を超える場合は、原則として2社以上からの見積書（相見積もり）が必要です。ただし、例えば、単価が5万円の備品を2つ購入する場合（合計10万円）など、1品あたりの単価が10万円以下の場合は、相見積もりは不要です。

（参照：募集要項 P.19 「1.5.2 【留意事項】（1）全般に関すること」）

6-3 申請書の金額には「消費税」を含めてよいですか？

答.

原則として「税抜」金額で記入してください。消費税は補助対象経費に含まれません。見積書が税込表記の場合は、消費税分を差し引いた金額で申請してください。

ただし、免税事業者や簡易課税事業者など、消費税の仕入税額控除ができない事業者に限り、税込金額で申請することが可能です。

（参照：募集要項 P.10 「1.5. 補助対象経費及び補助率等（全般に関すること）」）

6-4 見積書の記載で気をつけることはありますか？（(2) 快適な職場環境の施設設備等の整備に係る事項）

答.

「〇〇工事 一式」のみの記載は認められません。必ず内訳（名称、型式、単価、数量等）が分かる見積書を提出してください。

（参照：募集要項 P.18 「1.5.2 【留意事項】（1）全般に関すること」）

6-5 インターネットのサイトで注文することは可能ですか？

答.

可能です。ただし、以下の点にご注意ください。

- 「送料」「決済手数料」「代引き手数料」は補助対象外です（本体価格のみ対象）。
- 購入時の画面（商品名、金額、日付、販売店が分かるもの）を印刷して証拠書類としてください。
- 10万円を超える場合は、他サイト等での価格比較資料（相見積もりの代わり）が必要です。

（参照：募集要項 P.39 「5.（3）電子商取引等」）

**【支払い・決済】**

6-6 クレジットカードで支払ってもいいですか？

答.

可能です。ただし、「補助事業期間内に口座からの引き落とし（支払完了）が確認できる場合」に限ります。事業期間終了間際にカード決済を行うと、引き落としが期間外となり、補助対象外になる恐れがありますのでご注意ください。

（参照：募集要項 P.39 「5.（2）経費の支払方法」）

6-7 ポイントやクーポンを使って支払ってもいいですか？

答.

ポイント・クーポン利用分は補助対象外です。証拠書類（領収書等）の金額から、ポイント・クーポン利用分を差し引いた「実質支払額」のみが補助対象となります。

（参照：募集要項 P.39 「5.（2）経費の支払方法」）

6-8 現金での支払いは可能ですか？

答.

原則として銀行振込としてください。やむを得ず現金で支払う場合でも、1取引（請求書1枚）が10万円（税抜）を超える場合は、現金払いは認められません（補助対象外となります）。

（参照：募集要項 P.39 「5.（2）経費の支払方法」）

6-9 業者への支払時にかかった「銀行振込手数料」は補助対象になりますか？

答.

対象外です。振込手数料は補助対象経費に含まれません。手数料を差し引いた「工事代

金・物品代金そのもの」の金額のみが対象となります。

(参照：募集要項 P.39 「5. (2) 経費の支払方法」)

### 【その他手続き】

6-10 「県税に未納がないことの証明書」はどこで取れますか？

答.

最寄りの「県税局（東部・南部・西部など）」で取得できます（市町村役場や税務署ではありません。）。交付申請書の証明事項にある「県税（特別法人事業税及び地方法人特別税を含む）すべてに未納がないことの証明」を申請してください。詳しくは、募集要項 P.34 を参照ください。

(参照：募集要項 P.34「【参考】全ての県税に未納がないことを証明する納税証明書の交付申請」)

6-11 社会保険労務士や販売店が申請を代行することはできますか？

答.

申請の主体はあくまで「申請事業者（補助金を受け取る事業者）」となります。ただし、連絡先の担当者（様式第1号の「4 担当者の氏名、連絡先」や様式第2号の「事務担当者の連絡先」等）は、申請書類等の連絡窓口となるため、社会保険労務士や販売店の担当者等であっても構いません。

なお、行政書士法等の関係法令に抵触する行為（申請書類等の作成自体を有償で請け負う等）にならないようご注意ください。

(参考) 行政書士法（昭和26年法律第4号）【抜粋】

(業務)

第一条の三 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。）その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする。

2 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。

(業務の制限)

第十九条 行政書士又は行政書士法人でない者は、他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て、業として第一条の三に規定する業務を行うことができない。ただ

し、他の法律に別段の定めがある場合及び定型的かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続について、当該手続に関し相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者が電磁的記録を作成する場合は、この限りでない。

2 総務大臣は、前項に規定する総務省令を定めるときは、あらかじめ、当該手続に係る法令を所管する国務大臣の意見を聴くものとする。

(参照：様式第1号、第2号)